

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団非常勤職員
の勤務時間及び報酬等に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、「一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団非常勤職員の服務に関する要項」(以下「要項」という。)の定めるところにより、吹田市介護老人保健施設に勤務する非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の勤務時間及び報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、職種、勤務内容に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) 4週間につき15日勤務で所属長が指定する曜日に勤務する場合

職 種	勤 務 時 間
看 護 師	日 勤 8 時30分～17時 9 時00分～17時30分
介 護 職 員	早 出 7 時30分～16時 遅 出 11時30分～20時 夜 勤 16時45分～翌日 9 時45分
理学療法士	9 時～1 7 時 3 0 分
作業療法士	
支援相談員	
事 務 職 員	

ただし、夜勤を命ぜられた場合は、1回の勤務で2日間勤務したものとみなす。

(2) 1週間につき5日を勤務する場合

職 種	勤 務 時 間
理学療法士	10時～16時15分 (1週につき1日は9時～16時45分)
作業療法士	
支援相談員	
事務職員	

(3) 4週につき16日勤務で所属長が指定する曜日に勤務する場合

職 種	勤 務 時 間
理学療法士	9時～17時
作業療法士	

2 所属長は業務上必要と認めるときは、前項第2号に規定する勤務時間の割振りを8時30分から17時30分の範囲内においてあらかじめ変更することができる。

3 非常勤職員の休憩時間は、業務に支障のない限り午後0時から午後1時30分までの45分間とする。ただし、看護師又は介護職員にあって、遅出の場合は午後3時15分から午後4時までの45分間とする。

4 第1項第1号に規定する夜勤を命ぜられた非常勤職員の休憩時間は、午前0時30分から午前3時30分までの間において、所属長が指定する90分とする。

(休 日)

第3条 非常勤職員の休日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日に相当する日として所属長が指定する日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に相当する日として、所属長が指定する日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。以下「年末年始」という。）

(4) その他、所属長が指定する勤務日以外の日

(時間外勤務及び休日勤務等)

第4条 業務上臨時の必要がある場合においては、非常勤職員に対し、勤務時間を超えて勤務させ、若しくは休日に勤務することを命じ、又は前条の休日を振替えることができる。

2 小学校就学前の子を養育する非常勤職員にあっては時間外勤務の免除を請求できる。

3 介護休暇の対象となる親族を介護する非常勤職員にあっては時間外勤務の免除又は、時間外勤務の制限を請求できる。

4 第1項の場合において、その非常勤職員に対し、要項第4条の規定による休憩時間の例に

準じて休憩時間を与えなければならない。

- 5 第1項による振替日は、当該休日から前後1週間以内（特に必要がある場合は前後3週間以内）の指定する日とする。

（報酬の定義）

第5条 この基準において報酬とは、基礎報酬、付加報酬、割増報酬、特殊勤務報酬、処遇改善報酬、時間外勤務報酬及び時間外勤務報酬をいう。

（基礎報酬）

第6条 非常勤職員に支給する基礎報酬は、別表第1のとおりとする。

- 2 新たに別表の適用を受ける非常勤職員の経験年数は0年とする。

（基礎報酬の経験年数加算）

第7条 非常勤職員が現に受けている経験年数に対応する基礎報酬を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、現に受けている経験年数に1を加えた年数に対応する基礎報酬にすることができる。

- 2 前項に規定する時期は、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日とする。

- 3 満60歳に達した非常勤職員は、第1項の規定を適用しない。

- 4 第1項の措置は、予算の範囲内で行わなければならない。

（基礎報酬支給の始期と終期）

第8条 基礎報酬の支給は、委嘱日から開始し、その職を失った日をもって終わる。

- 2 前項の委嘱日、又は職を失った日の属する月の基礎報酬は、その月に勤務した日数の日割計算によって支給する。

- 3 前項の日割計算は、その月の現日数から、その月の第3条に規定する休日の日数を差引いた日数を基礎とする。

（付加報酬）

第9条 付加報酬は、次に掲げる非常勤職員に対して支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である非常勤職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担する非常勤職員

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用する非常勤職員

- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用する非常勤職員

- 2 付加報酬の月額は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる非常勤職員 1か月の定額運賃の額、又は1か月の通勤に要する回数券のうち、低いほうの額（その額が48,800円を超えるときは、48,800円とする。以下「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる非常勤職員 次の表に掲げる額

自動車等の使用距離	勤務日数		
	15日／4週	16日／4週	週5日
片道5キロメートル未満	1,500円	1,600円	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	3,100円	3,300円	4,100円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000円	5,300円	6,500円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	6,800円	7,200円	8,900円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	8,600円	9,100円	11,300円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	10,400円	11,000円	13,700円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	12,300円	13,100円	16,100円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	14,100円	15,000円	18,500円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	15,900円	16,900円	20,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	16,600円	17,700円	21,800円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	17,300円	18,400円	22,700円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	18,000円	19,200円	23,600円
片道60キロメートル以上	18,700円	19,900円	24,500円

- (3) 前項第3号に掲げる非常勤職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が48,800円を超えるときは、48,800円とする。）

3 前項第1号に規定する1か月の通勤に要する回数券の額は、次の算式による。

ただし、円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 4週間に15日勤務する者

$$\frac{\text{回数券代金}}{\text{回数券の枚数}} \times \frac{15 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} / 4 \text{ 週}}{12} \times 2$$

- (2) 4週間に16日勤務する者

$$\frac{\text{回数券代金}}{\text{回数券の枚数}} \times \frac{16 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} / 4 \text{ 週}}{12} \times 2$$

- (3) 週5日勤務する者

$$\frac{\text{回数券代金}}{\text{回数券の枚数}} \times \frac{5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}}{12} \times 2$$

4 非常勤職員が次の各号に該当する場合の付加報酬の支給については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月の間に勤務しない日がある場合、その勤務しなかった日数が、その者の1週間の定められた勤務日数（4週間当たりの勤務日数が15日の者は4日）ごとに付加報酬を4分の1ずつ減額する。

(2) 月の途中で退職する場合、その日までの付加報酬を日割りにより支給する。

(3) 月のうち1日も勤務しなかった場合、付加報酬は、支給しない。

5 前項までに規定するもののほか、支給の始期等については、事業団給与規程（平成4年規程第8号）を準用する。

（割増報酬）

第10条 6月1日及び12月1日（以下この条から第12条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績を考慮した割増報酬を支給する。

2 割増報酬の額は、基礎報酬の月額に、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の 80
4箇月以上5箇月未満	100分の 60
3箇月以上4箇月未満	100分の 40
2箇月以上3箇月未満	100分の 20
1箇月以上2箇月未満	100分の 10
1箇月未満	零

3 前項の在職期間の算定において、基準日以前の6箇月間に負傷又は病気以外の理由により、30日以上欠勤した場合には、30日について1箇月を在職期間から差引くものとする。

4 基準日以前より引続いて3箇月以上を負傷又は病気により欠勤している場合には、前各項による支給額の100分の80を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく認定を受けた傷病又は疾病による欠勤の場合を除く。

5 前各項の場合において、前年度から引続き委嘱された非常勤職員は、継続して在職しているものとみなす。

6 割増報酬の支給日は、6月に支給する場合には6月30日に、12月に支給する場合には12月10日に支給する。ただしその日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）、又は日曜日若しくは土曜日にあたるときはその日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

第11条 次の各号のいずれかに該当する非常勤職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る割増報酬（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた割増報酬）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に財団法人吹田市介護老人保健施設事業団非常勤職員の解雇及び懲戒に関する要項第3条の規定による懲戒免職の処分を受けた非常勤職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した非常勤職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑

に処せられたもの

- (3) 次条第1項の規定により割増報酬の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第12条 理事長は、支給日に割増報酬を支給することとされていた非常勤職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該割増報酬の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し割増報酬を支給することが公務に対する信頼を確保し、割増報酬に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る割増報酬の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、割増報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
（特殊勤務報酬）

第13条 非常勤職員が特殊勤務に従事し、その勤務に対する報酬について、特別の考慮を必要とする場合において、これを報酬に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じ特殊勤務報酬を支給することができる。

2 前項の特殊勤務報酬の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 夜間看護手当 正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜（午後10時から翌

日の午前5時までの間をいう。)に行われる看護等の業務に従事したときは、勤務1回につき6,800円(ただし、深夜における勤務時間が4時間以上である場合にあっては3,300円、2時間以上4時間未満の場合にあっては2,900円、2時間未満の場合にあっては2,000円とする。)

3 前項各号に掲げる特殊勤務報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(処遇改善報酬)

第13条の2 処遇改善報酬の支給に関し必要な事項は別に定める。

(時間外勤務報酬)

第14条 第4条の規定に基づき、時間外勤務及び休日勤務を命ぜられた非常勤職員には、次の各号に定める方法により時間外勤務報酬を支給する。ただし、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除される場合は、その勤務した休日は第2条の勤務日とみなす。

- (1) 第2条に定める勤務日(第3条の規定により休日となる日を除く。この条において以下同じ。)において、週5日勤務する非常勤職員にあらかじめ指定された勤務時間(45分の休憩時間を除く。)を超えて勤務を命じた場合、合計の勤務時間が7時間30分に達するまでの間、その時間外勤務1時間につき第17条第1項第1号に定める額を支給する。
- (2) 第2条に定める勤務日において、週5日勤務する非常勤職員にあっては、7時間30分(45分の休憩時間を除く。)を超えて勤務を命じた場合、その他の非常勤職員にあっては、正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた場合、又は第3条第4号に定める休日に勤務を命じた場合は、その時間外勤務1時間につき第17条第1項に定める算式に100分の125を乗じて得た額を支給する。
- (2) 第3条第1号から第3号に定める休日に勤務を命じた場合は、その勤務1時間につき第17条第1項に定める算式に100分の135を乗じて得た額を支給する。

(夜間勤務報酬)

第15条 第2条第1項第1号に規定する勤務時間のうち、正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務報酬として支給する。

(報酬の支給方法)

第16条 報酬(割増報酬を除く。)の計算期間は、月の初日から末日までとし、基礎報酬及び付加報酬並びに処遇改善報酬はその月の15日に、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬及び夜間勤務報酬は翌月の15日にその全額を支給する。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 災害その他特別の事情があるときは、支給期日を変更することができる。

3 報酬の支給を受けた者がその支給を受けた後において、報酬を増額又は減額された場合には、次期以降の報酬支給の際に精算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の算式による。ただし、次の各号の額又は、次の各号の額に100分の25又は100分の125若しくは100分の135を乗じた額を支給する場合における円未満の端数は、四捨五入により円単位の額とする。

(1)週5日勤務する場合

$$\frac{(\text{基礎報酬額} + \text{処遇改善報酬}) \times 12\text{月}}{1\text{週間当たりの勤務時間} \times 52\text{週} - 1\text{日当たりの勤務時間} \times 19\text{日}}$$

(2)4週間に付き15日勤務する場合

$$\frac{(\text{基礎報酬額} + \text{処遇改善報酬}) \times 12\text{月}}{1\text{週間当たりの勤務時間} \times 52\text{週} - 1\text{日当たりの勤務時間} \times 19\text{日} \times 4/5}$$

(3)4週間に付き16日勤務する場合

$$\frac{(\text{基礎報酬額} + \text{処遇改善報酬}) \times 12\text{月}}{1\text{週間当たりの勤務時間} \times 52\text{週} - 1\text{日当たりの勤務時間} \times 19\text{日} \times 4/5}$$

(基礎報酬の減額)

第18条 非常勤職員が、第2条に定める勤務時間中に勤務しなかったときは、第3条に規定する休日である場合、要項第5条に規定する年次有給休暇である場合、要項第8条に規定する特別休暇による場合、その他勤務しないこと及び報酬を支給することにつき、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額をその月の基礎報酬額から減額して支給する。この場合において、減額する報酬額は、その月の基礎報酬の額を限度とする。

2 1日も勤務しなかった月の基礎報酬は支給しない。ただし、前項に規定する減額の対象とならない休暇等がある場合はこの限りではない。

(端数計算)

第19条 第14条及び第18条の規定により報酬の額を算出する場合の基礎となる時間数はその月の全時間数によって計算する。

(報酬からの控除)

第20条 非常勤職員の報酬からの控除は、法律で特に認められたもののほか、必要に応じ非常勤職員との合意に基づいて行うものとする。

(報酬の口座振替)

第21条 報酬は、非常勤職員の申出による口座振替の方法により、支給することができる。

(委任)

第22条 この基準の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この基準は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、非常勤職員が要項第17条第1項第2号の承認を受けて欠勤した場合の基準第16条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、1生理期間のうち1日は、基礎

報酬の減額は行わないものとする。

3 当分の間、政府管掌健康保険に加入する非常勤職員が要項第17条第1項第1号の承認を受けて欠勤した場合の第16条第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、その欠勤期間のうち、別の基準により定める一定の期間については、基礎報酬の減額を行わないものとする。

4 平成19年12月に支給する割増報酬の算定に限り、第10条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の213.5」とあるのは「100分の216」とする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する

附 則

この基準は、平成16年6月17日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月10日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月7日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(基礎報酬額の切替えに伴う経過措置)

2 切替日の前日から引き続き同一の基礎報酬額表の適用を受ける職員で、その者の受ける基礎報酬額が同日において受けていた基礎報酬額に達しないこととなる職員には、基礎報酬額のほか、その差額に相当する額を基礎報酬額として支給する。

附 則

この基準は、平成19年6月7日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この基準は、平成19年12月8日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成19年12月1日から施行する。

2 この基準（前項ただし書に規定する改正基準を除く。）による改正後の財団法人吹田市介護

老人保健施設事業団非常勤職員の勤務時間及び報酬等に関する基準（以下「改定後の基準」という。）の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

（報酬の内払）

- ３ 改正後の基準の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団非常勤職員の勤務時間及び報酬等に関する基準の規定による内払いとみなす。

（委任）

- ４ 前項に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この基準は、平成２０年６月１３日から施行し、平成２０年６月１日から適用する。

附 則

この基準は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２１年６月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年１１月３０日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

別表（その１）

単位：（円）

基 礎 報 酬 額 （月 額）					
職 種	看護師・理学療法士・作業療法士		介護職員・支援相談員・事務職員		
学 歴	大学卒	短大３卒	大学卒	短大卒	高校卒
経験年数					
０年	158,800	153,900	142,800	137,900	137,900
１年	163,700	158,800	147,700	137,900	137,900
２年	168,600	163,700	153,900	142,800	137,900
３年	172,300	168,600	158,800	147,700	137,900
４年	178,500	172,300	163,700	153,900	142,800
５年	183,200	178,500	168,600	158,800	147,700
６年	189,400	183,200	172,300	163,700	153,900
７年	195,500	189,400	178,500	168,600	158,800
８年	201,100	195,500	183,200	172,300	163,700
９年	206,300	201,100	189,400	178,500	168,600
１０年	211,600	206,300	195,500	183,200	172,300

この表は、４週間に付き１５日勤務する非常勤職員について適用する。

別表（その２）

単位：（円）

基 礎 報 酬 額 （月 額）					
職 種	理学療法士・作業療法士		支援相談員・事務職員		
学 歴	大学卒	短大３卒	大学卒	短大卒	高校卒
経験年数					
０年	157,200	153,500	142,500	137,600	137,600
１年	163,300	157,200	147,400	137,600	137,600
２年	168,300	163,300	153,500	142,500	137,600
３年	171,900	168,300	157,200	147,400	137,600
４年	177,900	171,900	163,300	153,500	142,500
５年	182,800	177,900	168,300	157,200	147,400
６年	188,700	182,800	171,900	163,300	153,500
７年	195,100	188,700	177,900	168,300	157,200
８年	200,700	195,100	182,800	171,900	163,300
９年	205,600	200,700	188,700	177,900	168,300
１０年	211,000	205,600	195,100	182,800	171,900

この表は、１週間に付き５日勤務する非常勤職員及び４週間に付き１６日勤務する非常勤職員について適用する。